

第 2 期「Q & A」について（案）

【第 1 期の状況】

- 第 1 期の教育研究評価の際には、「中期目標期間の評価に関する説明会（平成 19 年 5 月～6 月開催）」での質疑応答や、法人から個別に寄せられた意見等に基づき「中期目標期間の評価に関する説明会等における主な意見と回答（Q & A）」（参考 1 参照）及び「第 1 期中期目標期間の教育研究の状況の評価結果の確定に関する Q & A」（参考 2 参照）を作成、公開していた。
- いずれの「Q & A」についても、公開後に更なる法人からの意見等を受け、追記等の改定を行っていた。

【これまでの決定事項】

- 第 2 期においては、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第 2 期中期目標期間の教育研究の状況の評価実施要項（案）に関する意見募集」において、法人からの「第 1 期（暫定評価及び確定評価）の Q & A は第 2 期も踏襲されるのか。」という意見に対して、「第 2 期の Q & A も第 1 期と同様に、法人等からのご意見を踏まえ、新たに作成する予定である。」と回答している。



以下の作成方針に基づき、第 2 期「Q & A」（案）を作成（資料 1 - 1）

- 第 1 期と同様、法人からの問い合わせ等に基づき作成する。（P2～3 参照）
- 第 1 期の「Q & A」については、第 2 期では当てはまらないもの、既に第 2 期の「評価実施要項」「実績報告書作成要領」「評価作業マニュアル」等に盛り込まれているものを除き、必要に応じ改定を行ったうえで再掲する。（P4 参照）

⇒ ウェブサイト等で公表の上、平成 27 年度の法人担当者向け説明会にて説明を行ってはどうか。また、公表後も必要に応じ、随時改定していくこととしてはどうか。

《法人からの問い合わせ等を踏まえ掲載した主な事項》

(1) 第1期と同内容を掲載する事項

(P3)

問10 研究業績説明書の作成に当たって、専任教員以外（特任教授、客員教授、技術職員、特別研究員、学生等）の研究業績についても選定することができるのか。

答 研究業績説明書の作成に当たっては、学部・研究科等で実施された研究業績として平成22年4月から平成28年3月の間に公表されたもののうち、当該学部・研究科等が目的に照らして組織を代表する優れた研究であると判断した研究業績を選定することができます。したがって、専任教員以外の、例えば、特任教授、客員教授、技術職員、特別研究員等の研究業績においても選定することができます。

ただし、選定できるのは、あくまで当該学部・研究科等において実施され、当該学部・研究科等の業績として公表されている研究業績のみです。

なお、研究業績説明書の作成に当たっては、学生の研究業績は選定できません。学生の研究業績については、学部・研究科等の現況分析「教育の水準」の分析項目Ⅱ「教育成果の状況」の観点「学業の成果」において記述してください。

(2) 第2期「Q & A」において新たに追加した事項

(P4)

問13 研究業績の選定に際して、「十分な根拠のないものを選定するなど、自己評価能力を問われることのないよう留意してください」と記載されているが、評価においてはどのように取り扱われるのか。（「実績報告書作成要領」P34）

答 研究業績説明書の作成に当たっては、学部・研究科等を代表する優れた研究業績を選定いただくこととしていますので、十分な根拠のある研究業績を選定いただくよう御留意ください。十分な根拠のないものが過度に選定され、自己評価と判定結果の乖離が大きい場合には、第1期と同様に、その旨を指摘することもあります。

(P6)

問22 「研究業績説明書」の業績の記載順について、第1期は「実績報告書作成要領」に詳細な指定があったが、第2期においても業績の記載順に指定等はあるか。

答 「研究業績説明書」における研究業績については、細目番号順（昇順）に記載してください。

(P6)

問23 「研究業績説明書」に選定する研究業績について、「当該学部・研究科等で実施された研究」とされているが、外国との共同研究等についてどのように考えたらよいか。

- (例)
- ・ 国外研究者との共同研究
 - ・ 教員がサバティカル中に発表した研究
 - ・ 海外研究所の設備を使つての研究

答 研究業績の選定に当たっては、「学部・研究科等の目的に沿つた研究業績の選定の判断基準」に基づき、「学部・研究科等を代表する優れた研究業績」を選定することとなっています。

したがって、例示のような外国との共同研究等についても、学部・研究科等の目的や方向性、組織としての特色等を考慮した上で、当該学部・研究科等を「代表する」研究業績であると法人が判断した場合には、記述していただいて構いません。

《第1期「Q & A」から改定した主な事項》

(P3)

問8 問7に関して、「受賞」を根拠とするのであれば、研究テーマに関連する「代表的な研究成果」に第2期中期目標期間より前に公表された研究成果を記載してもよいのか。

答 「代表的な研究成果」を記載する際には、第2期中期目標期間に公表された研究成果の中から選定してください。なお、「受賞」や「製品化」等を判断根拠とする場合、当該「受賞」や「製品化」が、「研究テーマ」に密接に関連する、第2期中期目標期間以前の研究成果に基づくものでも構いません。

⇒ 第1期と同様、「代表的な研究成果」を記載する際には第2期中期目標期間内に公表された研究成果の中から選定することとしているが、加えて、その選定の根拠となる「受賞」等は、「研究テーマ」に密接に関連する、第2期中期目標期間以前の研究成果に基づくものでも構わない旨を明示した。

また、「受賞」のみならず、「製品化」等、他の根拠にも当てはまるよう表現を改めた。

(P4)

問11 研究成果の「特許」の区分として、どのような業績が該当するのか。

答 基本的には、第2期中期目標期間に特許を取得したものが該当します。また、特許出願中、審査請求中のものも含まれます。ただし、「代表的な研究成果」が特許出願中、審査請求中の特許のみとなるような研究業績は提出することができません。研究業績説明書への記載に際しては、「各欄の記入に当たっての留意事項」を参照してください。

なお、「特許」については、第2期中期目標期間に特許を取得したものは「学術面」の成果として、特許が利用され、例えば製品化されたような場合には、「社会、経済、文化面」の成果として判断してください。この場合には、製品化された時期が平成22年4月～平成28年3月の間であれば、特許登録日がそれ以前でも差し支えありません。

⇒ 第1期の際には、特許取得済みのもののみを研究成果として認める旨を回答していたが、特許の審査に長期間を要することや審査請求を行わない防衛特許等の事情を配慮し、特許出願中、審査請求中のものについても研究成果として認めることとした。